

第6章 公共施設の適正配置と統合整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の実情や地域間のバランス、財政事情等を考慮しながら、適正な配置と統合整備を行っていくことを基本とします。

その検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、既存公共施設の整備状況や利用状況を踏まえ、公共施設の有効利用・相互利用を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう十分に配慮します。

新市の本庁舎については、既存公共施設の有効活用の観点や、立地条件並びに地域の実情等を踏まえ、現本荘市に設置することとします。現在の矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町の各役場及び本荘市役所の一部については、本庁機能の分散も考慮しながら、庁舎間を結ぶ情報ネットワークシステムなどにより、地域に密着した行政サービスを提供する総合支所または地域自治区の事務所として、また住民の多様な地域活動の拠点として機能するよう整備を進め、有効活用を図ります。

なお、公共施設の配置と統合整備にあたっては、地域審議会または地域協議会で住民の意向を十分に考慮することとします。